

# 情報倶楽部

2024年11月

No. 282

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 1人当たり1万円以下の飲食費に該当する飲食費

Q. 交際費等の範囲から除外される1人当たり1万円以下の飲食費の対象となる飲食費には、どのようなものがありますか？

A. 飲食店や料理店での飲食のほか、弁当や出前、カラオケスナックなどでの飲食も含まれます。

1人当たり1万円以下の飲食費は、飲食費だけでなくその他これに類する行為のために要する費用も対象になります。飲食その他これに類する行為のために要する費用とは、具体的には、飲食店や料理店のほか、購入した弁当や仕出し、出前、ケータリングサービスによる費用、その他カラオケスナックなどでの飲食費用など次のような費用も含まれると考えられます。

#### ・ホテルでの飲食費

ホテルなどにおける飲食費も当然この対象になるのですが、ホテルの飲食のように本体料金のほかにサービス料やチャージ料などが一体となって請求されるものについては、これらを含んだ総額がその対象となる飲食費となり、サービス料やチャージ料を除くということはできません。

#### ・お土産代

飲食店等において接待相手に持ち帰ってもらうお土産代は、飲食に類する行為に該当するものとして取り扱われることになっていますので、1人当たり1万円以下の飲食交際費として取り扱うことができます。

### ★ 接待飲食費の50%損金算入

Q. 接待飲食費は1万円基準以外に50%損金算入の制度もあるとか。どのようになっているのですか？

A. 交際費の税務上の取扱いは、資本金の額によって次のようになっています。

#### ① 資本金1億円以下

(イ) 支出交際費等の金額のうち定額控除限度額(年800万円)までの額

(ロ) 接待飲食費の額の50%相当額

(イ)(ロ)いずれかの額を損金算入

② 資本金 1 億円超100億円以下  
接待飲食費の額の50%相当額を損金算入

③ 資本金100億円超  
支出交際費等の全額が損金不算入

お尋ねの接待飲食費の50%損金算入の制度は、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除く。以下「飲食費」)のうち、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項が記載されているもの(接待飲食費)の額の50%に相当する金額を損金の額に算入するとする制度です。

要件は、1万円基準の要件と原則同じです。

社内飲食費とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用で、専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものをいいます。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2024/pdf/J.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/J.pdf)

## 源泉所得税

### ★ 従業員の人間ドッグ費用

Q. 会社では、35歳以上の従業員を対象に希望する者全員に人間ドッグによる検診をしようと思っています。費用は、どのような取扱いになりますか？

A. 国税庁の質疑応答事例では、人間ドッグの費用負担について、役員や特定の地位にある人だけを対象としてその費用を負担するような場合は、課税の問題が生じますが、役員又は使用人の健康管理の必要から、雇用主に対し、一般に実施されている人間ドッグ程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者のすべてを対象としてその費用を負担する場合は、給与等として課税する必要はありませんとしています。

したがって、人間ドッグの費用が次の要件を満たす場合は、給与課税がされないこととなります。

- ① 希望者全員が検診を受けることができること
- ② 検診を受けたすべての者の費用を会社が負担すること
- ③ 会社の費用負担が著しく多額でないこと

[人間ドッグの費用負担 | 国税庁](#)

## 電子帳簿保存法

### ★ 電子帳簿保存法による電子取引データの保存

Q. 電子帳簿保存法による電子取引データの保存義務が始まっているそうですが、どのようになっているのですか？

A. 電子帳簿保存法には、①電子帳簿等保存と②スキャナ保存、③電子取引データの保存の3つの制度があり、①と②は任意ですが、③は義務となっています。

電子取引データの保存は、所得税や法人税における帳簿・書類を保存する義務がある者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければならないというものです。

保存の対象となるのは、あくまでデータでやりとりしたものですので、紙でやり取りをしたものをデータ化しなければならないというものではありません。また、データは受け取ったデータだけでなく、送ったデータも保存する必要があります。

なお、令和6年1月1日以後は、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及びその電子データを出力することにより作成した書面（出力書面）の提示又は提出をすることができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能とされ、柔軟に電子データの保存を認めることのできる猶予措置が講じられています。

## そ の 他

### ★ 中小企業省力化投資補助金

Q. 中小企業省力化投資補助金というものがあるそうですが、どのようなものですか？

A. 中小企業省力化投資補助金とは、IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

補助対象者は人手不足の状態にある中小企業等で、カタログに掲載された製品が補助対象となります。また、補助上限額は従業員数ごとに次のようになっています。

- ・従業員数5名以下場合200万円(300万円)
- ・6から20名以下の場合500万円(750万円)
- ・21名以上の場合1,000万円(1,500万円)

※補助率は1/2以下で、賃上げ要件を達成した場合は、カッコ内の上限額に引き上げられます。

申請に際しては、補助対象製品を省力化のために設備投資して、①労働生産性を年平均成長率3.0%以上向上させる事業計画を策定し、それに向けて取り組むこと、②賃上げによる補助上限額を適用する場合は、事業場内最低賃金を45円以上増加させ、給与支給総額を6%以上増加させることが要件となります。

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r6/shoryokuka.pdf>

[https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/application\\_manual.pdf](https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/application_manual.pdf)

[https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/product\\_catalog.pdf](https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/product_catalog.pdf)